

宅地敷地内土砂等撤去費補助金の手続きの流れ

申請者

宇城市

申請書の提出

申請受付期間

令和7年10月1日(水)
～令和7年11月28日(金)

○申請書等に不備がある場合でも書類の仮受付を行います。審査はできません。

※全てが揃った後に、審査を行いますので、不足書類等の提出をお願いします。

書類審査

○書類の追加提出をお願いする場合があります。

現地確認（撤去の確認等）

○土砂等撤去が行われたことを確認するため、市職員等が現地を確認します。
※立会の必要がないため、訪問日の事前連絡はいたしません。
※調査は、写真撮影のために、敷地内に入ることがありますので、あらかじめご了承ください。

決定通知書受取り

交付決定

「決定通知書」「請求書」の送付

○補助金額等を通知します。
なお、上記の額は宇城市の算定基準と支払い金額を比較し、いずれか低い方を上限とします。
※支払い金額よりも宇城市の算定額が低い場合は、差額については自己負担となります。

請求書送付

請求書の送付

決定通知書の発行日から14日以内に、請求書を提出してください。
※請求書には押印が必要ですが、印鑑は申請書で利用したものをご使用ください。
※添付していただく通帳（写し）の名義人は、申請者（撤去工事の契約者）に限ります。

補助金の支払い手続き

「請求書」の受理

補助金受領

補助金支払い